

資料3

(仮称)吉川市手話言語条例構成案 ～カテゴリー分けしたご意見を構成案に分類～ 資料1のアンダーライン部を掲載

1 前文

- ・非音声言語としての手話の魅力や豊かさ、そしてろう者にとっての重要性等を誰もが学び合い、理解し合っていくための手段として認識
- ・手話の使用を禁止する時代があった

2 目的

- ・「手話」はろう者のためのみにあると思われがちですが、もちろん、情報保障の観点からろう者のために重要な役割を果たします。一方で、聴者にとっても手話がないとろう者とコミュニケーションが難しいことを考えると、聴者のためのものであり、双方向性の意義を持つことを全市民で共有できるような条例
- ・ろう者が日常生活でどこでもコミュニケーションできる言葉として活用出来ていない現状に対して健聴者が利用しやすい様、理解し共にコミュニケーションしやすい環境が必要

3 基本理念

- ・手話とは、ろう者の言語であること
- ・聴覚障がい者（児）に対して、手話は生きていくために、命と同様に大切な言語であり、特に未来のある子どもたちが生き生きと暮らしていけるように、聞こえる聞こえないに関係なく互いに協力し、人間として生きていく社会を作っていく大事な手話
- ・手話を「福祉」と考えるのではなく、当たり前前に生活していくために必要な「言語」であることを周知
- ・手話がないとろう者とのコミュニケーションが難しいことを考えると、手話は聴者にとっても必要
- ・手話を理解したり、学習したりする機会の拡大を保障

4 市の責務

- ・市民にまず「手話」というものを知ってもらい、音声言語と同等に使う権利があることを周知
- ・市主催の講演会、イベント、説明会等は手話通訳者がいることを期待する。私たちろう者の見る権利がある
- ・吉川市では市単独での通訳派遣事業は行っていないため、今後事業を実施できるよう取り組む必要
- ・市は、手話通訳派遣事業が未設置であるため、手話通訳者等の確保、養成は不可欠
- ・市職員の手話研修も年1回と少ない。手話で対応できる職員を増やすため、研修回数を増やすべき
- ・市の広報に、簡単な手話表現を記載し、市民に手話という理解、周知
- ・手話を理解し市民にも使ってもらえるよう、吉川市も市民への周知のためにそういうものを作成、活用

5 市民の役割

- ・市民の「手話」への無知や偏見を少しでも解消
- ・災害による避難所で避難した時、周りの人からコミュニケーションができず、情報保障がなくなる。簡単な手話を覚えてくれば少しでも助かる
- ・手話サークルの一員として吉川市民として、吉川市のろう者が自分達の言語である手話を使いやすい地域社会作りを支援
- ・手話通訳士のような手話はできなくても、簡単な手話は誰でもできるようにしていきたい
- ・聴覚障がい者は自治会などの参加が難しい。条例をきっかけに手話が広まり、地域に参加できるようにしたい

6 事業所の役割

- ・病院や銀行など様々な場所で手話講習会を開催

7 施策の推進

- ・市民にまず「手話」というものを知ってもらい、音声言語と同等に使う権利があることを周知
- ・手話は「言語」という認識を広める啓発活動が必要
- ・既に条例が制定されている地域の小学校では、英語と同じように授業の中に手話を取り入れ、音楽の時間に手話歌をやったり、朝、各クラスでの朝礼で手話の挨拶の時間にしたり、一部企業で「ろう者のお客様」が来店した際、挨拶だけでも出来る様に朝礼で手話を教える等している。又、仕事を持たない主婦等対象に昼の手話講習会、習い事のように学校終わりの学生対象の手話講座、現在吉川でも行っている仕事終わりの方対象の手話講座など選択出来る地域づくりが大切
- ・手話のすそ野を広げることが大切
- ・「手話うた」は手話に興味を持つきっかけになる
- ・より小さいうちに「手話」やろう者にふれあえたら偏見も減る
- ・幼稚園や保育園などの園児や小学校の低学年の頃に、簡単な手話体験
- ・「言語」という認識を広めるには、小さいころから手話に触れることが大事だと考える。そのために教育に取り入れることは重要
- ・形骸化・形式化してしまいがちで、条例はあるが、実態がない、手話による対応が十分でない状況になってしまう危険性
- ・手話言語条例に基づく具体的な行動を提示できると良い
- ・手話を理解し市民にも使ってもらえるよう、吉川市も市民への周知のためにそういうものを作成、活用
- ・制定して終わりではなく、実効性の高いもの
- ・実態のない条例にしないため、制定後の具体的な活動まで考えていければ

8 財政上の措置

- ・様々な施策を行うために必要な財政